指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名：　株式会社中央技術コンサルタンツ
（法人番号：5011101013001）
業者の住所：　東京都新宿区西新宿８－５－１

２　指名停止措置期間：　令和７年１２月　４日から
令和８年　２月　３日まで（２か月）

３　指名停止措置の範囲：　北海道（帯広防衛支局長の指名停止措置対象区域を除く。）

４　事　実　概　要：　上記有資格者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年７月２１日、宮城県警察に公契約関係競売入札防止の容疑で逮捕され、同年８月８日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年８月２０日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

５　指名停止措置理由：　上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第８号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○　指名停止措置要領（抄）
付表第２

措　置　要　件	期　間
（競売入札妨害又は談合） ８　次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア　対象区域内の他の公共機関の職員	２月以上１２月以内
イ　対象区域外の他の公共機関の職員	１月以上１２月以内